

様式第 5 号（教育実習実施計画に関する書類）

教 育 実 習 等 実 施 計 画									
1	教育実習等の内容及び成績評価等								
①	教育実習等の時期 ＜小 学 校＞ 3 年次 5 月～11 月頃 ＜中 ・ 高＞ 4 年次 5 月～11 月頃 ＜特別支援＞ 4 年次 5 月～10 月 ただし実習校の事情により変更する場合がある。								
②	教育実習等の実習期間・総時間数 ＜小学校＞ 3 週間（120 時間） ＜中・高＞ 中学校 3 週間（120 時間） 高等学校 2 週間（60 時間）。 一部には、実習校からの指示により中学校で 4 週間行う場合や、中学校・高等学校両方の免許状を取得する場合などに高等学校で 3 週間行う場合もある。 ＜特別支援＞ 2 週間（60 時間）								
③	実習校の確保の方法 ＜小学校＞ 愛知県教育委員会等を介して、指示された実習校の受入枠に従って、実習生を配当する。 ＜中・高＞ 高等学校教員免許状のみを取得する場合は、愛知県教育委員会から内諾を得ている愛知県公立高等学校へ直接本人が出向いて依頼をする。 中学校教員免許状を取得する場合は、愛知県教育委員会を介して、指示された実習校の受入枠に従って、実習生を配当する。 ＜特別支援＞ 関係教育委員会及び実習校の受け入れ枠にしたがって、実習生を配当する。								
④	実習内容 教育実習校、指導教員の方針に従うが、大学としては、次のように希望を申し出る。 ＜小学校＞ 全授業時間…120 時間 <table border="0"> <tr> <td>(1) 授業参観</td> <td>30～40 時間</td> </tr> <tr> <td>(2) 授業担当</td> <td>15～20 時間 うち研究授業 1 時間</td> </tr> <tr> <td>(3) 研究指導</td> <td>随時</td> </tr> <tr> <td>(4) その他</td> <td>学校行事、児童会活動、清掃指導、朝の会・帰りの会、給食（昼食）指導、学級事務等に参加</td> </tr> </table> ＜中・高＞ 全授業時間…高等学校 60 時間（120 時間） () は中学校	(1) 授業参観	30～40 時間	(2) 授業担当	15～20 時間 うち研究授業 1 時間	(3) 研究指導	随時	(4) その他	学校行事、児童会活動、清掃指導、朝の会・帰りの会、給食（昼食）指導、学級事務等に参加
(1) 授業参観	30～40 時間								
(2) 授業担当	15～20 時間 うち研究授業 1 時間								
(3) 研究指導	随時								
(4) その他	学校行事、児童会活動、清掃指導、朝の会・帰りの会、給食（昼食）指導、学級事務等に参加								

- | | | |
|-----------|--|--------------------|
| (1) 授業参観 | 20 時間 (20～40 時間) | |
| (2) 授業担当 | 2～4 時間 (4～8 時間) | うち研究授業 1 時間 (1 時間) |
| (3) 道徳担当 | 0 時間 (1 時間) | |
| (4) HR 担当 | 1～2 時間 (2 時間) | |
| (5) 研究指導 | 随時 | |
| (6) その他 | 学級活動、生徒会活動、学校行事、登・下校時の校門指導、朝・終礼、その他学級事務などへの参加。「総合的な学習の時間」や部活への参加。昼食指導 (中学校)。 | |

＜特別支援＞

全授業時間…60 時間

- | | |
|----------|--|
| (1) 授業参観 | 20 時間 |
| (2) 授業担当 | 4～6 時間 うち研究授業 1 時間 |
| (3) 研究指導 | 随時 |
| (4) その他 | 学校行事、児童会活動、清掃指導、朝の会・帰りの会、給食 (昼食) 指導、学級事務等に参加 |

⑤ 実習生に対する指導の方法

＜小学校＞

訪問指導教員または専門演習担当者が、実習校への訪問指導を行う。

＜中・高＞

- (1) 2 年次 1 月に「教育実習申込ガイダンス」を実施し、教育実習にあたっての心構え、実習期間、教育実習校への依頼方法などについて周知徹底を図る。
- (2) 3 年次の 3 月に「教育実習直前ガイダンス」を実施し、教育実習にあたっての留意事項について最終確認を行う。
- (3) 4 年次前期 (教育実習開始前) に「教職プレパレーション」(必修) を履修させ、「メンタルヘルス」「メンタルトレーニング」「教育実習記録簿の書き方」などについての認識と理解を深めさせる。
- (4) 教職・司書・学芸員教育センター所属専任教員又は教科に関する科目担当の教員が、実習校の教育実習担当教員又は指導教員と日程等を打ち合わせて訪問 (巡回) 指導を行う。
教育実習直前には、実習生と実習校訪問指導のことや実習中のマナーなどについて、最終 打ち合わせを行う。
実習期間中には、実習校を訪問し、実習授業を見学・参観後、学校長、指導教員、実習生本人を交え、実習授業の改善に向けて、適宜助言、指導等を行う。
教育実習後には、実習生に対し「実習校への礼状送付の確認」「実習記録簿」の提出・記載上の注意点などを確認する。
- (5) 教育実習を行なった学生から回収したアンケート「教育実習を終えて」は、教職員が供覧するとともに、実習を控えた学生にも閲覧できるように教職・司書・学芸員教育センターに常設する。

＜特別支援＞

特別支援教育担当教員が、実習校への訪問指導を行う。

⑥ 実習の成績評価（評価の基準及び方法）

※ 評価項目表、評価シート等がある場合は、本計画書に添付すること。

＜小学校＞

「教育実習記録簿」と「教育実習評価票（実習校から指定があった場合は、その様式による）」及び実習校訪問指導教員からの報告文に基づき教育実習担当教員が総合的に評価を行う。

＜中・高＞

「教育実習記録簿」と「教育実習評価票（実習校から指定があった場合は、その様式による）」及び実習校訪問指導教員からの報告文に基づき教育実習担当の教職課程委員が総合的に評価を行う。問題があった場合には、教職課程委員会へ報告する。

＜特別支援＞

「教育実習記録簿」と「教育実習評価票（実習校から指定があった場合は、その様式による）」及び実習校訪問指導教員からの報告文に基づき教育実習担当教員が総合的に評価を行う。

2 事前及び事後の指導の内容等

① 時期及び時間数

＜小学校＞

事前指導(10 時間)・・・4 月、5 月

事後指導(5 時間)・・・12 月

＜中・高＞

(1) 3 年次に教育実習指導（30 時間）を行う。

(2) 3 年次の 11 月に教職課程履修者を対象に、「前年度教育実習生の体験発表会」を行う（1 時間）。

【事後指導】

(3) 教育実習後に実習校訪問指導教員との面接・報告の時間を持たせる（1 時間）。

(4) 実習校訪問指導教員の報告文、「教育実習記録簿」を精読し、問題を抱えた学生に対して 面接指導を行う。（1 時間）。

(5) 「前年度教育実習生の体験発表会」実施の際は、教職課程委員が「教育実習記録簿」等を参考に発表担当学生を選考し、話す内容の指導を行う（1 時間 11 月中旬）。

＜特別支援＞

事前指導(10 時間)・・・4 月、5 月

事後指導(5 時間)・・・12 月

② 内容（具体的な指導項目）

<小学校>

事前指導（10 時間）

教育実習事前指導を、「教材 VTR」「前年度教育実習生の体験発表会」を交え、実践的に次のように行う。

- (1) 教育実習体験発表会（2 時間）
- (2) 教育実習生としての心構え（2 時間）
- (3) 教育実習の意義と目的（1 時間）
- (4) 教育実習生としての児童理解と児童指導（2 時間）
- (5) 学習指導における留意事項（2 時間）
- (6) 教育実習記録の記入について（1 時間）

事後指導（5 時間）

教育実習事後指導を、次のように行う。

- (1) 教育実習終了後における訪問指導を担当した専任教員による指導（2 時間）
- (2) 教育実習終了後における教育実習指導教員による指導（教育実習記録簿及び実習レポートの提出を含む）、（1 時間）
- (3) 教育実習成果報告会及び反省会（2 時間）

<中・高>

3 年次に行なう教育実習指導（30 時間）では、「前年度教育実習生の体験発表」等を交え、次の項目について実践的な指導する。

- (1) 教育実習の意義と目的
- (2) 教育実習生としての心構え
- (3) 教育実習生としての生徒理解と生徒指導
- (4) 学習指導における留意事項
- (5) HR 指導における留意事項
- (6) 特別活動における留意事項
- (7) 実習計画の作成について
- (8) 教育実習記録簿の記入について
- (9) 上級者の実習体験発表とアドバイス
- (10) 実習の心構えと直前の準備について

<特別支援>

事前指導（10 時間）

教育実習事前指導を、「教材 VTR」「前年度教育実習生の体験発表会」を交え、実践的に次のように行う。

- (1) 教育実習体験発表会（2 時間）
- (2) 教育実習生としての心構え（2 時間）
- (3) 教育実習の意義と目的（1 時間）
- (4) 教育実習生としての児童理解と児童指導（2 時間）

- (5) 学習指導における留意事項（1 時間）
- (6) 特別活動等における留意事項（1 時間）
- (7) 教育実習記録の記入について（1 時間）

事後指導（5 時間）

教育実習事後指導を、次のように行う。

- (1) 教育実習終了後に訪問指導教員による指導（2 時間）
- (2) 教育実習終了後に、教育実習記録簿及び実習レポートの提出を求め、教育実習指導教員が指導する。（1 時間）
- (3) 教育実習成果報告会及び反省会（2 時間）

③ 教育実習等におけるハラスメントの防止等に関する学生への指導（相談窓口の周知を含む）及び学内の相談体制等について

本学は、性別・国籍・世代等を越え、「違いを共に生きる」ことを理念とし、その理念に従い、全ての学生が個人として尊重され、公正で安全な環境の下に、勉強、研究に専念できるよう、人権の尊重の理念を普及させ、ハラスメントによる被害の防止に努めており、万一、ハラスメントによる被害が発生した場合はすみやかに適切な対応をとれる体制を整えている。

具体的にはハラスメントによる被害を防止する目的で、「ハラスメント防止のためのガイドライン」を定め、その中心的な役割を果たすハラスメント防止委員会を設置し、本学関係者であればだれでも相談できるハラスメント相談窓口を設けている。また、ハラスメント防止のリーフレットを作成し、学外実習を含めた教育の場面でのハラスメントから身を守るために必要な情報を発信している。新入生ガイダンスや年度当初ガイダンスで全学生に周知しているが、教育実習事前指導、教職プレパレーションの授業のなかで教育実習を行う学生にはさらに、実習先で実習先の関係者から不快に感じることをされた場合は、すみやかに教育実習指導教員、学科等の実習指導教員やアドバイザーもしくはハラスメント相談員に相談するよう指導している。

3 教育実習に関して連絡調整等を行う委員会・協議会等（以下「委員会等」という。）

① 大学内の各学部・学科等との連絡調整を行う委員会等

- ・ 委員会等の名称
教職課程委員会

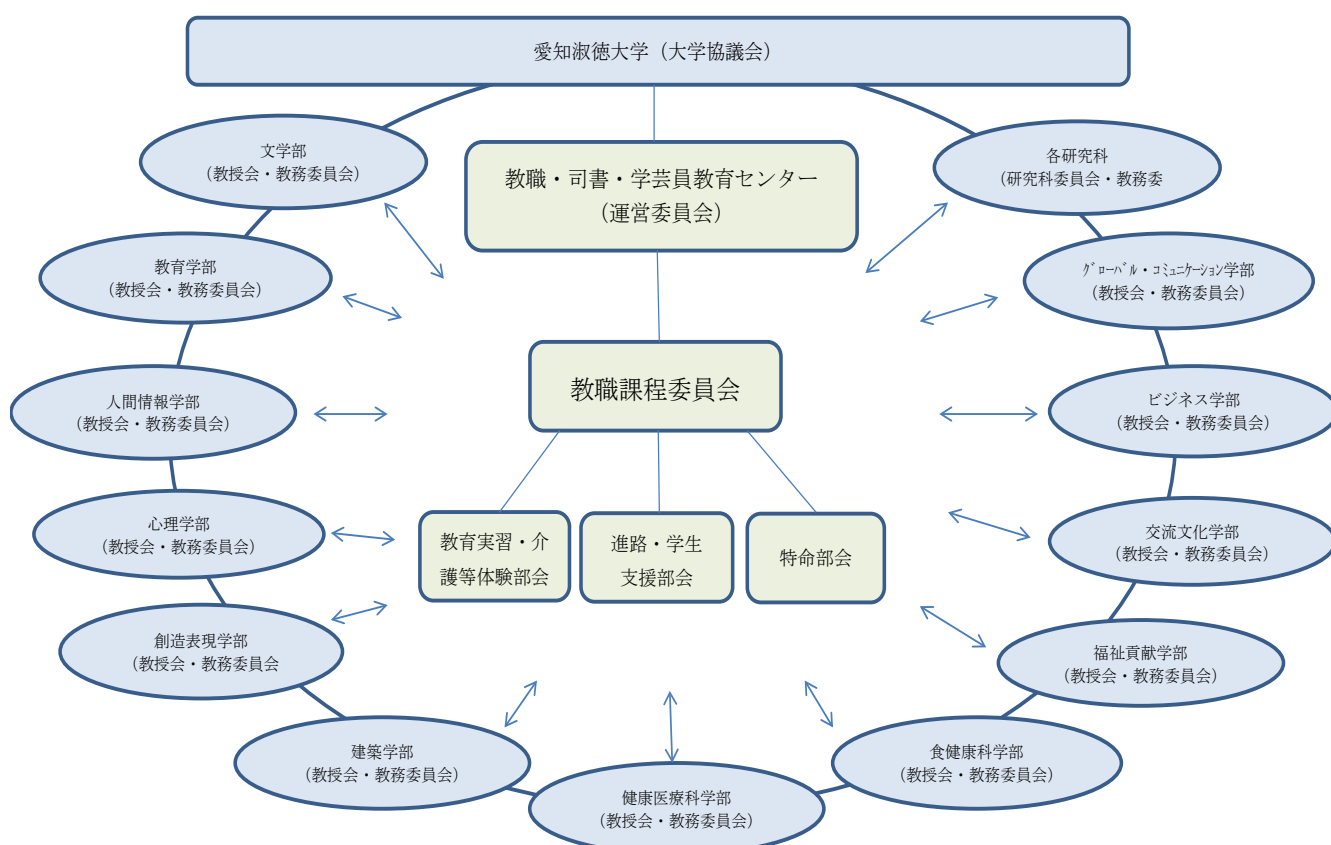
- ・ 委員会等の構成員（役職・人数など）

専任教員の中から学長が指名する教員で組織。委員長 1 人、各学部教務委員長 12 人、研究科教務委員長の代表教員 1 人、センター所属の実務家教員 7 人、教職課程履修者の多い学科の代表教員 7 人など合計 28 人。

- ・ 委員会等の運営方法

年 6 回程度会議を開催し、本委員会の下部組織である、「教育実習・介護等体験部会」で検討した教育実習の履修条件や、教育実習の運営方法などについて、全学と連絡調整を行なう。また、本委員会には各学部の教務委員長が委員として招集されており、教育実習について教職教員と学部教員が連携し、学生指導にあたっている。

【委員会の組織図】



※ ⇔ は教職課程委員会と学部・研究科の連携を示す。

② 大学外の関係機関（例：都道府県及び市区町村教育委員会など）との連絡調整等を行う委員会等（※学校体験活動を含む場合は、大学と学校との連携体制についても記載すること。）

- 委員会等の名称

教職課程委員会

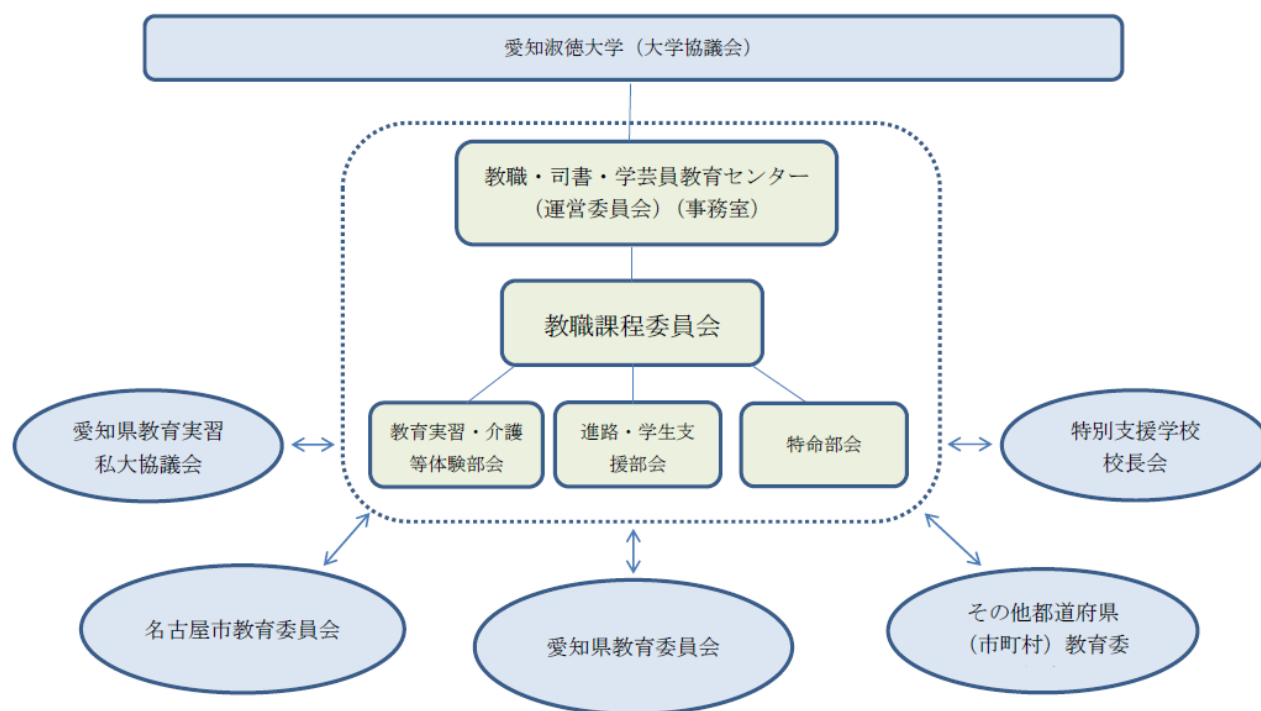
- 委員会等の構成員（役職・人数など）

専任教員の中から学長が指名する教員で組織。委員長 1 人、各学部教務委員長 12 人、研究科教務委員長の代表教員 1 人、センター所属の実務家教員 9 人、教職課程履修者の多い学科の代表教員 7 人など合計 28 人。

- 委員会等の運営方法

年 6 回程度会議を開催し、教育委員会、系列校、愛知県私大協議会などの大学外の関係機関との連絡調整を検討している。具体的には、本委員会の下部組織である「教育実習・介護等体験部会」が必要に応じ随時、専門的な連絡調整等を行なう。また、各機関の教育実習受入れに関する要望等を聴取し、本学の実習指導内容や実習受入れ人数を検討するなど、教育実習の円滑な実施に努めている。

【委員会の組織図】



※ ↔ は教職課程委員会と学外機関（教育委員会等）の連携を示す。

4 教育実習の受講資格

<小学校>

次の条件を満たしていること。ただし、特別な理由がある場合には、申請に基づき教育実習委員会で、教育実習の受講の可否を個別に審議する。

1. 次の各教科の指導法に関する科目、教育の基礎的理解に関する科目等、大学が独自に設定する科目を履修済であること。

「教育原理」「教職入門」「教育心理学」「教育制度」「教育課程」「教育方法」「特別活動指導法」「教育相談」「道徳指導法」「生徒・進路指導」「学校教育体験」

「国語科教育法Ⅰ」「社会科教育法Ⅰ」「算数科教育法Ⅰ」「理科教育法Ⅰ」「生活科教育法Ⅰ」

「体育科教育法Ⅰ」「音楽科教育法Ⅰ」「家庭科教育法Ⅰ」「図画工作科教育法Ⅰ」「英語科教育法Ⅰ（小・中）」

2. 教科に関する次の科目のうち、5科目（10単位）以上履修済であること。

① 「初等国語」「初等社会」「初等算数」「初等理科」「初等生活」「初等音楽」「初等図画工」「初等家庭」「初等体育」「初等英語」

<中・高>

1) 次の①～③に示した成績および条件を充たさない場合、4年次で教育実習を行うことはできない。

① 1年次前期履修登録後（5月初旬）に販売される問題集を購入し、繰り返し自習した上で、「教職教養チェックテスト」を受験し、合格すること。（不合格の場合は、事前指導を要する）。

② 2年次前期成績配付時点の通算 GPA2.0 以上であること。但し、2年次前期の通算 GPA が 2.0 に達しない場合は、「教職教養チェックテスト」に合格していても、再度「教職教養チェックテスト」を受験し、合格すること。（不合格の場合は、事前指導を要する）。

③ 3年次前期の通算 GPA が 2.0 未満であった場合は、3年次後期の単独 GPA が 2.0 以上であること（3年次後期単独 GPA が 2.0 未満であった場合及び3年次後期成績発表時点の「通算 GPA」が極端に低い場合は、事前指導を要する）。

2) 3年次終了時まで①～②の単位は必ず修得し、③～⑤の条件を充たさなければならない。

① 「教科及び教科の指導法に関する科目」について、中学校教諭免許状取得希望者は各教科の指導法（必修）を含む 28 単位以上、高等学校教諭免許状取得希望者は各教科の指導法（必修）を含む 24 単位以上を修得していること。

② 「教育の基礎的理解に関する科目等」について、「教育実習Ⅰ・Ⅱ」「教職実践演習（小・中・高）」以外の必修単位を修得していること。

③ 中学校教諭免許状取得希望者は、「介護等体験」を終了しているか実施予定であること。

④ 「教育実習指導」を履修し、単位を修得していること。

すべてのガイダンスに出席していること。

<特別支援学>

次の条件を満たしていること。ただし、特別な理由がある場合には、申請に基づき教育実習委員会で、教育実習の受講の可否を個別に審議する。

- ①幼稚園の教員免許状取得のための必要な単位〔「教育実習Ⅱ」、「教育相談」、「教職実践演習（幼）」を除く〕を履修済であること。
- ②小学校の教員免許状取得のための必要な単位〔「教職実践演習（小・中・高）」を除く〕を履修済もしくは履修予定であること。
- ③「中学校または高等学校の教員免許状取得のための必要な単位〔「教育実習Ⅰ」、「教育実習Ⅱ」、「教職実践演習（小・中・高）」を除く〕を履修済もしくは履修予定であること。また、2年次後期成績発表時点の「通算 GPA」が2.5未満の場合、教育実習をおこなうことができない場合があります。
- ④「特別支援教育論」「知的障害者の心理・生理・病理」「肢体不自由者の心理・生理・病理」「病弱者の心理・生理・病理」「知的障害者の教育課程及び指導法」「肢体不自由者の教育課程及び指導法」「病弱者の教育課程及び指導法」「知的障害者の指導」「肢体不自由者の指導」「視覚障害者の指導」「聴覚障害者の指導」「発達障害者の指導」「重複障害者の指導」

5 実習校

教育実習	体験活動	＜小学校教諭一種免許課程＞			
○	×	教育委員会名	愛知県教育委員会	小学校：697校	
○	×	教育委員会名	名古屋市教育委員会	小学校：261校	
教育実習	体験活動	＜中学校教諭一種免許課程・高等学校教諭一種免許課程＞			
○	×	教育委員会名	愛知県教育委員会	中学校：297校	高等学校：149校
○	×	教育委員会名	名古屋市教育委員会	中学校：110校	高等学校：14校
教育実習	体験活動	＜特別支援学校教諭一種免許課程＞			
○	×	教育委員会名	愛知県教育委員会	特別支援学校：33校	
○	×	教育委員会名	名古屋市教育委員会	特別支援学校：4校	

令和10年度教育実習評価票

大 学 名	学 部 ・ 学 科 等		学籍番号	実 習 生 氏 名	
愛知淑徳大学	教育学部 教育学科		25*****U		
実 習 校 名	配 属 学 年	実習教科(注1)		実 習 期 間	
愛知県立**高等学校		英語			
評 価 項 目	評 価(注2)				
	A	B	C	D	
生 徒 指 導					
					・児童生徒の観察、理解
					・指導能力
学 習 指 導					
					・教科等に関する能力
					・指導能力
実 習 態 度					
					・指導態度
					・実習生としての自覚
					・教職に対する熱意
出 欠 席	出席すべき日数				
	出 席 日 数				
	欠 席 日 数				
	遅刻 回		早退 回		
総 合 評 価 (注2)	A	B	C	D	特 記 事 項 (注3)
指 導 教 諭 氏 名	印				
	印				

令和 年 月 日

学 校 名

校長氏名

印

注1 実習教科欄は、中学校・高等学校のみとする

注2 評価及び総合評価は、それぞれBを標準、Dを不合格とし、該当欄の○印をつける。

注3 特記事項は、評価項目、その他について、特に記すべき事があれば記入する。

教育実習受入承諾書

令和5年12月7日

愛知淑徳大学
学長 島田修三様

愛知県教育委員会
教育長 飯田靖

下記免許状取得のため、名古屋市を除く愛知県内の公立小中学校及び県立学校において教育実習を行うことを承諾します。

記

1 教育実習の受入に係る学部・学科・入学定員及び免許状の種類

学 部	学 科	入学定員	免許状の種類
教育学部	教育学科	140人	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 特別支援学校教諭一種免許状 （知・肢・病）

2 教育実習の受入時期

小学校

令和 9年5月24日から6月11日まで

中学校、高等学校、特別支援学校

令和10年5月22日から6月 9日まで

令和 5 年 12 月 8 日

愛知淑徳大学

学長 島 田 修 三 様

名古屋市教育委員会

教育長 坪 田 知 広

教育実習受け入れ承諾書

下記免許状取得のため、令和 9 年度から名古屋市内の公立小学校、公立中学校、公立高等学校及び特別支援学校において教育実習を行なうことを承諾します。

記

学 部	学 科	入学定員	免許状の種類
教育学部	教育学科	1 4 0	小学校教諭一種免許状 中学校教諭一種免許状（英語） 高等学校教諭一種免許状（英語） 特別支援学校教諭一種免許状（知・肢・病）

【学校数】 名古屋市公立小学校 261 校、名古屋市公立中学校 110 校、
 名古屋市公立高等学校 14 校、名古屋市立特別支援学校 4 校